

第2次 都留市地域福祉活動計画



笑顔の まちづくり計画



平成29年～平成33年

社会福祉法人 都留市社会福祉協議会

笑顔のまちづくり計画





はじめに



少子高齢化、家族形態の多様化といった社会構造の変化と共に、近年の厳しい雇用情勢による経済的格差の拡大は、社会的な孤立や孤独といった、公的な福祉制度・福祉サービスだけでは解決できない問題を増加させています。一方で、近隣とのつながりも希薄化し、コミュニティの機能が低下する中では、再度、住民が相互に地域で助けあい、支えあう仕組みづくりを築くことが求められています。

社会福祉協議会では、このような課題に対応するため、平成 24 年度から 28 年度を計画期間とする第 1 次都留市地域福祉活動計画を作成し地域福祉の向上に向けた活動を展開してまいりましたが、当該計画期間が本年度をもって終了することから、これまでの取り組みの評価を踏まえ、5年後の本市の地域福祉のあり方を見据え、平成 29 年度から 33 年度までを計画期間とする、第 2 次都留市地域福祉活動計画「笑顔のまちづくり計画」を策定いたしました。

また、この計画を着実に実施していくため、組織内に新たに「地域福祉活動計画推進会議」を組織し、より実効性の高い推進体制の下、計画を推進してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様方にも積極的なご協力とご参加をいただけますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました地域の皆様、また福祉事業者の方々に深く感謝を申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月

社会福祉法人 都留市社会福祉協議会
会長 織田 宗 寛



地域福祉活動計画の策定に携わって



第2次都留市地域福祉活動計画（以下、第2次活動計画）の策定に携わらせていただき、はじめに、計画策定にご協力いただいた関係各位、市民のみなさんに、策定委員会を代表いたしまして、心から感謝申し上げます。また、社会福祉協議会の事務局のみなさんにおかれましては、アンケート調査のデータ入力作業をはじめ、地区の福祉集会の準備や計画案の取りまとめに奔走いただき、ありがとうございました。

第2次活動計画策定の過程で特に心を打たれたのは、組織の大きな変化の中でも、活動計画策定のために市民のみなさんへの声かけなどにご尽力いただいた各地区社協のみなさんのお力です。この市民のみなさんの活動こそが、地域福祉推進の原動力であると、改めて確認した次第です。

活動計画づくりは、その計画づくりそのものが地域福祉を高める一つの方法であり、市民のみなさんが地域福祉に参加する機会やきっかけの創出になります。しかし、第1次活動計画の策定を評価するアンケート調査から分かったのは、多くの市民のみなさんが活動計画の存在を知らないまま、5年が経過してしまったという事実でした。活動計画の内容が他人事であって、市民のみなさんの共感を得ることができていませんでした。

第1次活動計画を推進してきたにもかかわらず、多くの方にその存在を知られていないということは、どのような意味を持つのでしょうか。活動計画策定及び推進における重要な点がここにあると感じ、振り返ってみたいと思います。

一つ目に、策定委員会を中心に手作りで、オーダーメイドで作りに上げてきた計画が、真に「市民によるもの」「市民のもの」になっていないという現実です。このような振り返りは、情報発信のあり方の見直しや地域福祉に関心の薄い市民にいかに関心を向けてもらえるようになるか、の検討につながります。活動計画の策定はゴールではなく、地域福祉推進の過程です。策定した後の市民への働きかけが大変重要です。



そこで、二つ目に挙げたいのが、推進体制のあり方です。第2次活動計画では、毎年度末に計画の進み具合を確認・報告する仕組みを導入しました。これは、活動計画を推進できていないことを責めるためのものではありません。推進できていないとするならば、推進体制に難しさがあるのか、計画そのものの見通しに間違いがあるのか、きちんと確認し、推進のための次の一手を打つための作業です。第1次活動計画では、社会福祉協議会内での推進にとどまりました。第2次活動計画では、これまでの事務局内での取り組みを活かして、市民のみなさんと共に推進に取り組めるような仕組みづくりが必要です。第2次活動計画が承認されたのちに、この計画の周知に努めるとともに、活動計画の推進に関心のある方々の存在を発見し、協力を得られるように働きかけることが求められます。

このような取り組みによって、活動計画推進のための市民の組織が作られていきます。それぞれの方が関心を持つテーマに関するグループに参加していただき、具体的な意見を出し合い、そして、推進に向けた力を出し合うことができます。

多くの方の力を集めて策定した第2次活動計画を絵に描いた餅にしない、これを都留市民のみなさんの力を結集し、共に進めていくことが大切です。

平成29年3月

都留市地域福祉活動計画策定委員会
委員長 渡 辺 裕 一

目次

- はじめに 社会福祉法人都留市社会福祉協議会会長あいさつ
都留市地域福祉活動計画策定委員会委員長あいさつ

第1章

地域福祉活動計画とは

- 1 地域福祉活動計画の趣旨2
- 2 地域福祉活動計画の目的・位置づけ.....2
- 3 地域福祉活動計画の策定体制3
- 4 地域福祉活動計画の期間及び推進体制・進捗状況評価3

第2章

都留市の地域課題

- 1 私たちが暮らしている地域（全市、各7地区）.....6
- 2 私たちが暮らしている市の課題（全市の取り組み目標）12
- 3 私たちが暮らしている地区の課題（7地区の取り組み目標）.....26
 - ① 谷村地区26
 - ② 三吉地区26
 - ③ 開地地区26
 - ④ 東桂地区26
 - ⑤ 宝地区27
 - ⑥ 禾生地区27
 - ⑦ 盛里地区27

第3章

都留市の課題解決を目指して（具体的な活動計画）

- 1 活動計画の体系図（基本理念、基本目標、取り組み目標）.....29
- 2 都留市の地域課題と各課題解決に向けた事業.....31

3	各事業の内容と実施計画	33
4	各地区の事業の内容と実施計画	
①	谷村地区	100
②	三吉地区	102
③	開地地区	104
④	東桂地区	106
⑤	宝地区	108
⑥	禾生地区	109
⑦	盛里地区	111

第4章

地域福祉活動計画の推進に向けた社会福祉協議会の組織強化

1	都留市社会福祉協議会組織強化の必要性	113
2	明らかになった組織課題と組織強化の方向性	114

資料編

1	「地域福祉活動計画策定に関する市民意識調査」結果	資 1
2	7地区ふれあい福祉集会の概要	資 23
3	意見箱の内容	資 49
4	各種団体アンケートの結果	資 53
5	都留市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	資 72
6	都留市地域福祉活動計画策定委員名簿	資 74
7	都留市地域福祉活動計画策定の経過	資 75



第 1 章 地域福祉活動計画とは



1. 地域福祉活動計画の趣旨

少子高齢化や核家族化の進展、価値観や生活習慣そして地域社会の変容などにより、地域のつながりや支え合いが希薄化し、日々の暮らしの中で様々な生活課題が生じています。

こうした状況の中、公的な福祉サービスの充実はもちろんのこと、住民自身が地域の生活課題を共有し、その解決に向けて話し合い、主体的な参加によって支え合う地域福祉活動の推進が重要になっています。

「地域福祉活動計画」は、地域社会にある日常生活の課題を解決することを目的として、これまでの住民の地域福祉活動の経験を活かしながら地域福祉を一層向上するための指針となるものです。地域福祉の中核団体である社会福祉協議会が地域住民や関係者との役割分担を図りながら目指す目標や具体的で実践的な行動指針を示すものとして、平成24年度に第1次都留市地域福祉活動計画を策定し、5カ年に渡り着実に事業を推進してまいりました。

その後、諸制度に大きな変革があり、また、地域社会の状況は年々変化しています。第1次都留市地域福祉活動計画の事業の評価や課題を抽出し、地域住民の皆さんからいただいたご意見やご要望を基に、第2次都留市地域福祉活動計画を策定しました。

2. 地域福祉活動計画の目的・位置付け

「地域福祉活動計画」は、都留市に暮らす私たち誰もが、より暮らしやすくなるような「地域社会」を住民自身の手で作り上げていくための計画です。そして、地域福祉活動計画は作ることが最終目的ではなく、さまざまな立場の住民の声を聞く機会を持つ中から、浮かび上がってきた地域社会の課題を解決するために、具体的な行動を私たち住民が起こしていくことを目的としています。

都留市は、社会福祉法に基づき平成28年4月に「第2期都留市地域福祉計画」を策定しました。「地域福祉計画」は行政計画として地域福祉推進のあり方を示す計画であり、「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」の基本的な考え方を受け、地域住民の立場から地域福祉活動を推進するために、多様な民間組織や関係機関の協力のもと「福祉のまちづくり」を進める計画であるところに独自性があります。



3. 地域福祉活動計画の策定体制

策定にあたっては、地域福祉推進組織関係者、自治会連合会、社会福祉施設関係者、当事者団体関係者、学識経験者、福祉教育推進関係者、ボランティア関係者、関係行政機関の職員など26名の方で構成する策定委員会を設置しました。

策定委員会では、多くの都留市民の皆さんの参加によって地域福祉活動計画を作るために必要な地域の情報を集め、分析して、具体的な事業計画を検討しました。市民の皆さんへのアンケート調査実施をはじめ、各地区でのふれあい集会や各種団体アンケート調査実施、意見箱の設置などを通して、各地区や団体で困っていることは何か、よりよい地域づくりを目指してどのようなことをしていく必要があるのか、地域にはどのような社会資源があるかといった情報をもとに地域課題を明らかにしました。

そして、市全体および地区ごとの事業検討などを行うための作業部会を設置して、課題解決に向けて具体的な事業内容について話し合い計画づくりをすすめました。

市民の皆さんの力で、都留市をより暮らしやすいまちにするための計画を策定することを目指しました。

4. 地域福祉活動計画の期間及び推進体制・進捗状況評価

計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5カ年とします。

地域福祉活動計画の推進にあたっては、社会福祉協議会内に、地域福祉活動計画推進会議（仮称）を組織します。

計画の進行管理は、毎年の理事会へ報告するものとし、中間年である平成31年度には進捗状況評価委員会を組織し、計画の進捗状況評価を行います。

